

## 絶対に無視すること！「賞金が当たった」という詐欺的なDMの相談が再び急増！

海外の宝くじやロトなどで高額賞金が当たったかのようなダイレクトメール(以下、DM)を海外から送付し、消費者に申込金などを支払わせる手口が再び急増している。この手口は「賞金が当たった」「賞金当選のための資格を獲得」などという出どころのわからない賞金を受け取るために申込金などの名目でお金を支払わせるものが多い。DMを送ってくる団体の住所や連絡先ははっきりせず、抽選などがいつどこで行われるかの記述もなく、極めて詐欺的な手口である。

このトラブルについて、当センターでは 2012 年 3 月 15 日に注意喚起を行った。公表後、相談件数はいったん落ち着いたものの、2012 年 9 月に再び急増し、9 月、10 月の月別件数はそれぞれ 1,200 件、1,300 件を超えた。契約者の平均年齢についても、毎年 65～67 歳程度で推移していたが、本年度はさらに高齢化が進み、過去最高の 69 歳であった。

今後のトラブルの未然防止、拡大防止のため、消費者に向けて注意喚起を行う。

### 1. PIO-NET<sup>(注1)</sup>にみる相談件数の傾向

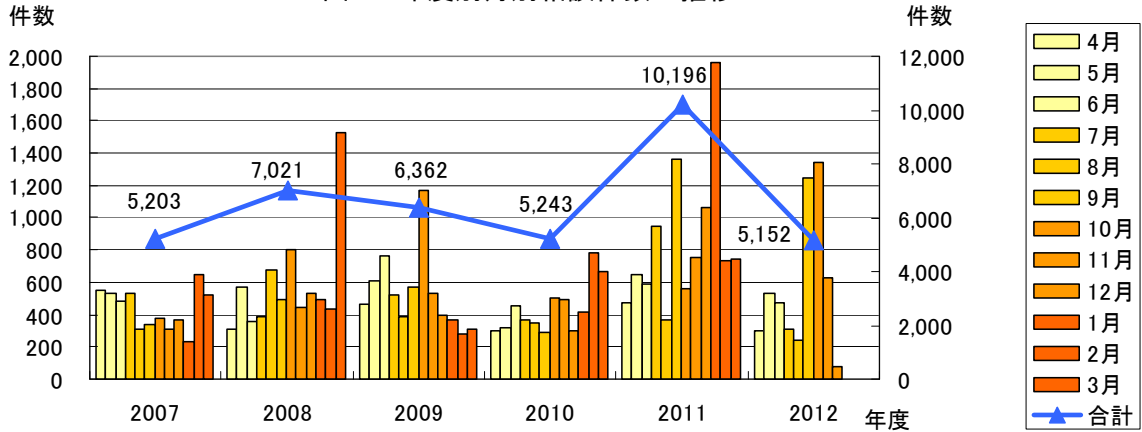
#### (1) 年度別、月別相談件数

全国の消費生活センターに寄せられた、海外宝くじや海外からの「賞金が当たる」というDMに関する相談件数<sup>(注2)</sup>の推移についてみると、2009 年度は 6,362 件、2010 年度は 5,243 件であった。2011 年度は、7 月頃から相談が急増し、9 月には一カ月間で 1,300 件、2012 年 1 月には 1,900 件を超え、年間受付件数が 10,196 件にのぼった。その後、件数は例年並みに落ち着いたものの、本年度の 9 月、10 月に再び急増し、それぞれ 1,200 件、1,300 件を超えた。2012 年度(2012 年 12 月 31 日までの登録分)の相談件数は 5,152 件(前年度同時期 5,640 件)である。(図 1)。

(注1) PIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。データは 2012 年 12 月 31 日までの登録分。

(注2) 海外からの「宝くじ」に加えて、「宝くじではないが賞金がもらえるという手紙や葉書など」に関する相談のうち、海外から送付されたことが明らかである相談の件数。

図1 年度別月別相談件数の推移



(2012年12月31日現在)

(2) 契約者の属性(不明、無回答は除く)

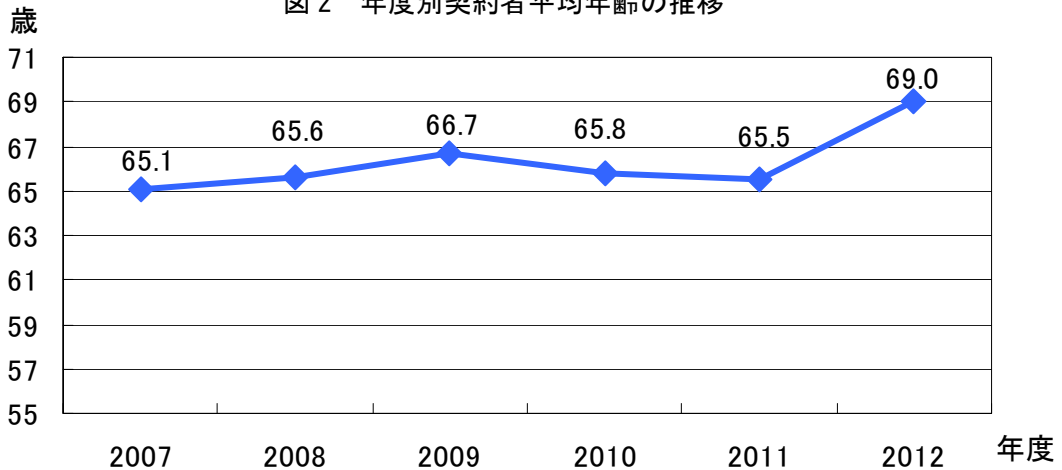
2012年度の相談における、契約者の属性を分析した。

①年齢

年齢については、最も多い年代は70歳代の40.2%(1,882件)、続いて60歳代が26.4%(1,235件)、80歳以上が18.6%(870件)であった。70歳以上の契約者が全体の半数以上、60歳以上の契約者が全体の85.2%を占めており、高齢の契約者の割合が極めて高い。

このため、全体の平均年齢についても、過去5年間、毎年65~67歳程度で推移していたところが、本年度になり、過去最高の69歳を記録した(図2)。

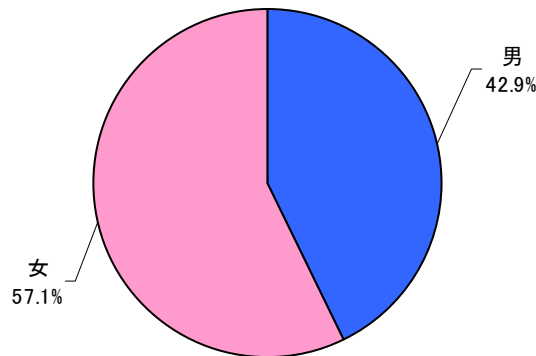
図2 年度別契約者平均年齢の推移



②性別

性別は、男性が42.9%(2,179件)、女性が57.1%(2,899件)である。昨年度は、男女比がほぼ半々だったが、本年度は女性が男性よりも多い傾向が見られる(図3)。

図3 契約者の性別（2012年度）



### （3）既払い金額

2012年度の相談5,152件のうち、消費者が既に代金を支払ってしまったことが確認できる相談は173件(3.3%)で、そのうち半数以上は、既に支払った金額が1万円未満であった。しかし、支払った合計額が1,000万円を超え、深刻な経済的被害が発生している事例も複数件見られた。

## 2. 2012年度に寄せられた主な相談事例

### 【事例1】年金を担保に借金までしていたケース

別居している80歳代の義父が、海外宝くじの封筒が届くたびに、5,000円の手数料を払っている。今まで生活費がなくなると援助していたが、原因を問いただしたところ、海外宝くじの受取手数料だとわかった。年金を担保にして借金もしていたので、身内で返済して年金がもらえるようにした。最近もアメリカから「1億4,000万円が当たる」という封筒が届いていた。こうした手紙が届かなくする方法はないか。義母と二人で住んでいるが、義父の体調に問題はなく、介護保険は利用していない。

（相談受付年月：2012年10月、契約当事者：80歳代、男性、愛知県）

### 【事例2】十年間もクレジットカードで手数料を支払い続けている

父は判断能力に問題がある。最近入院することになり、海外宝くじへのエントリー料金をクレジットカードで何十年間も支払っていたことがわかった。日々大量に海外からのダイレクトメールが届く。3社のクレジットカードを使っており、1件当たりの引き落とし額は3,000円程度だが、件数が多いので毎月約10万円になり、約10年間続いていた。クレジットカード会社に、本人が申請せず、勝手に引き落とされているものは調査してもらっている。直近の引き落とし分として数千円程度返金されたものもあるが、父自ら申し込んでいるものもあるのでそれについては難しいようだ。何とか払ったお金を取り戻せないだろうか。「当たった」と連絡しながら当選金が届かないのだから詐欺と思う。警察は動いてくれるか。

（相談受付年月：2012年11月、契約当事者：80歳代、男性、大阪府）

### 【事例3】今後DMを送らないでほしいと手紙を送ったら前より一層届くようになった

今年の2月、1億円余りのお金が当選したというDMが届いた。2回目に同じ手紙が届いた後、「自分は高齢なので当選金は辞退し、若い人に譲る」と手紙を送った。その後、前よりたくさん同様のDMが届くようになった。海外からの手紙のようだ。不審なのでやめさせたいがどうしたら良いか。

(相談受付年月：2012年5月、契約当事者：80歳代、男性、大阪府)

## 3. 消費者へのアドバイス

### (1) 決して申し込まないこと！消費者が違法性を問われる可能性も

申し込んでもいないのに「くじ」や「懸賞」に当選するということはありえない。また、実際に業者が海外で宝くじの購入や懸賞への申し込みを行っているかどうかは疑わしい。申し込んでもいないのに「当選した」などという甘い話には決して乗らないこと。また、日本国内で海外宝くじを授受すると、消費者自身も違法性を問われる可能性もあるため(「富くじ罪」<sup>(注3)</sup>に違反するという見解もあるため)、絶対に申し込まないこと。

### (2) クレジットカード番号や個人情報を業者に教えないこと

一度申し込んだ消費者に対して、別の業者から多数の海外宝くじや「賞金が当たった」というDMが次から次へと送付されてくるケースがある。自ら個人情報を流出することになりかねず、また、一度だけ申し込むつもりでクレジットカード番号を教えたところ、【事例2】のように、毎月「申込金」などの名目で料金を引き落とされ続けたというケースもある。さらに、海外の業者が関連するクレジットのトラブルは特に解決が難しく、被害の回復も困難である。安易にクレジットカード番号や電話番号などを業者に知らせないこと。

### (3) 送られてきたDMは処分してもかまわない

一度申し込むと、大量にDMが送付されてくることがある。このように送付されてきたDMについて、受け取りたくないときには、「受取拒否」をすることもできる<sup>(注4)</sup>。ただし、「受取拒否」をしても次からDMが届かなくなるとは限らないので、「受取拒否」の手続きをする時間がない場合や、DMを受け取ってしまった場合については処分してもかまわない。【事例3】のように、当選金の受け取りを辞退しようと業者に連絡をとったことで、かえって大量のDMが届くようになった例もある。

### (4) トラブルにあったらすぐに消費生活センターに相談する

一度申し込みをしてしまうと返金は難しいことが多いが、業者やクレジットカード会社との交

---

(注3) (刑法：富くじ発売等)

第八十七条 富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

(注4) 郵便物の開封前であれば、郵便物などに「受取拒否」の文字、及び、拒否をした方の印や署名を記載したメモや付せんを貼り付け、配達担当者に渡すか、郵便窓口を持参するか、郵便ポストに投函すると差出人へ返還してくれる。

渉の余地がある場合も存在する。トラブルにあったら、まずは最寄りの消費生活センターに相談すること。

また、トラブルにあう人のほとんどが高齢者である。日ごろから家族や周囲の人も気をつけること。特に、定額小為替の受領証書が見つかったり、クレジットカードの利用明細に不審な請求が大量に記載されていたりする際は注意が必要である。

また、認知症等で判断力が低下した高齢者が、自分の財産を管理できなくなっているような場合は、成年後見制度<sup>(注5)</sup>の利用も検討すること。

#### 4. 過去の報道発表資料

海外から送られてくる詐欺的なDMや海外宝くじに関する問題点は下記の公表資料を参照。

- ・ ダイレクトメールを使った「海外宝くじ」に注意！(2004年2月5日公表)
- ・ 海外宝くじ、高齢者苦情が多数発生！誘いに乗らない、買わないことが肝心(2007年9月6日公表)
- ・ 「賞金が当たった」という詐欺的なDMに注意！(2012年3月15日公表)

---

(注5) 成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない者(「本人」)について、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度である。成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがある。成年後見制度については、各市区町村の地域包括支援センターなどに相談することができる。また、法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もある。